

研修ポイント制度

全国福祉用具専門
相談員協会副理事長

酒井博人氏

専門相談員のスキル アップの見える化



介護保険福祉用具サービスは、全国

福祉用具専門相談員協会（ふくせん）

と日本福祉用具供給協会の両理事長で

あった故山下一平氏の強力なリーダー

シップによって、福祉用具サービス計

画の義務化が進められた。個別サービ

ス計画は、他の居宅サービスで当初ば

り義務化されており、制度の理念であ

るサービスの計画的な提供を担保して

きた。今回の義務化は、この理念を法

的に位置づけたものであり、介護保険

の中で福祉用具サービスが重要視され

てきた表れであって、この流れを確実

なものにしなければならない。

しかし、福祉用具サービス計画はま

だ始まつばかりである。今年度、ふ

くせんでは厚労省の老人保健健康増進等事業により福祉用具サービス計画のガイドラインを策定しサービス水準の底上げを進める。福祉用具サービスが、在宅介護を支える基本サービスとして、地域包括ケアの推進のなかで、在宅ケアの限界点を高める有力なサービスとして期待されている。

こうした福祉用具サービスの扱い手である福祉用具専門相談員（以下、専門相談員）の資質向上は、待ったなしである。養成のための指定講習は、現状は40時間で修了試験がない。サービス計画には、ケアプランに基づき、目標となる生活の表現に向けて必要な福祉用具を選定しなければならないが、その基本スキルを獲得するには、現行のカリキュラムでは物足りない。早急に指定講習のあり方を見直す必要がある。

ふくせんでは、前述の調査研究の結果を踏まえて、必要な提携をしたい。

ふくせんでは、10月をめどに「研修

研修をしなさい」とは言つても、何

を勉強していかなければいけない、どうで、どのような研修があるのかも分からぬといふ専門相談員が多い。都市部はまだしも、地方では研修そのものが少ない場合がある。研修ポイント制度は、まず、こうした専門相談員の悩みに応えて、修得すべき科目や研修の実施状況を明確にすることをめざしている。いま、ふくせんでは対象となる各種研修の認定作業を進めている。

介護保険制度は利用者増の一方向で、要支援者の保険給付外化の問題がある。軽度の段階から利用することでより長い期間、自立を維持できるケースもある。福祉用具サービスも、要支援者や要介護者の自立支援における効果があるのか、科学的なエビデンスを示す必要もあるだろう。

岩元文雄理事長の下で、ふくせんでは、会員を増やすことで組織・財政基盤を整え、福祉用具に係る様々な課題解決に努力したい。ぜひ、専門相談員はふくせんに結集して、自らの力量を高めてほしい。